

徳島県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程及び徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令

(情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程の一部改正)

第一条 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程(平成元年徳島県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

本則の第三号中「徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)」を「個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改め、同号1中「第二十条」を「第八十二条」に改め、同号2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号3中「第三十一条」を「第九十三条」に改め、同号4中「第三十八条」を「第一百一条」に改め、本則の第四号中「徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則(平成十四年徳島県教育委員会規則第十六号)」を「個人情報の保護に関する法律の施行に関する規則(令和五年徳島県教育委員会規則第六号)」に、「徳島県個人情報保護条例の施行規則(平成十四年徳島県規則第七十八号) 第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則(令和五年徳島県規則第十三号) 第九条第二項」に改める。

(徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正)

第二条 徳島県教育情報ネットワーク運営規程(平成十八年徳島県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「教職員は」を「教職員は、」に、「徳島県個人情報保護条例(平成十四年七月二十九日徳島県条例第四十三号)」を「、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)その他の関係法令等」に、「努め」を「努め、」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。